

## 平成 27 年度 大阪広域水道企業団第 1 回首長会議 議事概要

日 時：平成 27 年 7 月 30 日（木） 10：00～11：00

場 所：シティプラザ大阪 2 階 燦の間

出席者：名簿のとおり

### 【議事概要】

#### 1. 審議事項

##### （1）大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議について

議 長： 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

皆様本日は公務ご多忙のなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様方には、企業団の運営に当たりまして、ご理解、ご協力を賜りまして、高い場からではございますが、厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ではございますが、会議を進行させていただきます。座って進行させていただきます。

「大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議」につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。

企業団と 3 団体との水道事業の統合に向けての検討、協議につきましては、今年の 4 月に「検討、協議に関する覚書」を調印しております。

これまでの間、3 団体と事務局の間で、検討を行っておりまして、それらを踏まえて、企業団の運営協議会でご議論をいただいていたところでございます。

今般、これまでの検討状況につきまして、事務局の方で「統合素案」といたしまして、それをとりまとめいたしましたので、本日、皆様方にご審議を賜りたいと、そのように思っております。

それでは、「大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 大阪広域水道企業団経営管理部広域連携課長の辻でございます。私の方からは、大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町及び千早赤阪村との統合に向けて、昨年 4 月より検討、協議をし、最終とりまとめをいたしました統合素案等の概要につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは失礼ではございますが、着座にて内容を説明させていただきます。

お手元に資料 1-1 から 1-6 をご用意させていただいておりますが、資料の 1-2 から 1-6 について、まとめさせていただきましたのが、右肩資料 1-1 と書いた A 3、両面刷りの一枚ものの「統合素案の概要」と書かれた資料でございます。本日はこの資料 1-1 で説明させていただきます。

すみませんが、資料 1-1「統合素案等の概要」をご覧くださいませうでしょうか。

今回の統合の検討に当たりましては、3 団体における課題の解消に向けて、将来の水需要に基づき、3 団体が水道事業をそのまま単独で経営していく場合と、企業団と統合する場合の2 種類のケースについての施設整備・経営シミュレーションやまた統合後の事業運営体制について検討し、統合した場合のメリットを抽出すると共に、併せてこの統合協議を受けての統合を促進する為の制度の創設や統合をする際の 42 市町村の共通条件などにつきましてとりまとめさせていただきましたので、順を追って説明させていただきます。

左手「1. 水道事業の概要と課題」をご覧ください。ご覧のように、給水人口も3 団体とも異なり、事業規模的にも異なりますが、課題としましては、自己水源の水質の悪化等の問題や、人口の減少等に伴います給水収益の減少のなか老朽化施設の更新費用の増大による給水原価の上昇や、ベテラン職員の大量退職による技術継承の問題、それから厳しい経営環境のなかお客さまサービスの維持が困難であるなどさまざまな共通の課題もございます。そのような状況のなかで、その課題解消に向け、統合の検討を行いました。

つづきまして、「2. 水需要」をご覧ください。まず、「施設整備」や「経営シミュレーション」を検討するに当たり基本フレームとなります水需要予測を行いました。結果としてはご覧のように、人口減少率が四條畷市で約 25%、太子町で約 30%、千早赤阪村においては約 60%となり、この給水人口の減少等の要因によりまして、3 団体ともに 40 年後の水需要は、大きく減少する見込みとなりました。

つづきまして、「3. 施設整備」をご覧ください。この算出した水需要予測に基づきまして、施設整備の検討を行いました。施設整備の検討に当たっては、3 団体が水道事業をそのまま単独で経営していく場合と企業団と統合する場合の2 種類のケースについて検討し、それぞれ今後 40 年間の事業費を算出しました。表の欄外にお示ししていますように、①単独経営時の施設整備の事業費につきましては、厚生労働省が示しているアセットマネジメントの考え方に基づいた適切な期間で施設を更新するとともに、将来の水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングを考慮し算出いたしました。一方、②統合時の施設整備の事業費については、それらに加えて、企業団の技術力・組織力、また、保有する資産を有効活用するなど、統合において成しえた施設の最適配置を考慮し算出いたしました。結果としましては、表にもお示しのように、四條畷市で 14 億 1800 万円、太子町で 2 億 7800 万円、千早赤阪村においては 5 億 2900 万円と、統合した場合には、3 団体ともに事業費の低減ができる結果となりました。

つづきまして「4. 経営シミュレーション」をご覧ください。この「施設整備内容」と「水需要予測」に基づきまして、将来の経営シミュレーションを検討し、単独経営の場合と統合した場合の比較を行いました。裏面をご覧くださいませうでしょうか。裏面「※1 経営シミュレーション結果」をご覧ください。ひし形の部分が単独経営、それから四角の部分が統合した場合を示しております。結果としましては、統合した場合には、事業費の低減や統合に伴います国の交付金の活用により、3 団体ともに将

来の水道料金の値上げ幅が縮小されるとともに、値上げ時期についても延期できる見込みであることが確認できました。なお、千早赤阪村については、大幅な人口減少等の要因によりまして、厳しい経営状況のなか、村民への水道料金の上昇による負担軽減を図るため、統合後10年間は村の一般会計からの出資等を行うこととし、経営シミュレーションにもこちらを反映しております。

表面にお戻りください。つづきまして「5. 統合後の事業運営体制」をご覧ください。企業団としましては、これまでお話ししました経営シミュレーション等の検討と並行しまして、7つの作業部会を設けまして、組織、システム、契約業務等、統合後の事業運営体制について検討を行っております。その基本的な考え方としましては、お客様サービスを維持するため、統合後も当面は3団体の現行体制を基本としつつ、将来的に、可能なものについては業務の一元化や、企業団の技術力・組織力の活用等によりまして、業務の効率化、サービス水準の維持・向上や非常時対応の充実等を図ることができるものと考えております。

以上、経営シミュレーションや事業運営体制についての検討結果から、右上「6. 統合のメリット」をご覧ください。大きく3点「お客様サービスの維持向上」、「給水安定性の向上」、「運営基盤の強化」のこの3点のメリットが確認できました。まず、「お客様サービスの維持向上」といたしましては、お客様サービスを維持するため、統合後の当面の事業運営については、3団体の現行体制を基本としますが、将来的には、新規サービスの導入等により利便性の向上を図れることが確認できました。次に、「給水安定性の向上」として、基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、水道料金の値上げを抑制しながらも将来の水道施設の安定性の向上を図れることが確認できました。最後に、「運営基盤の強化」といたしまして、定量・定性的メリットの2つのメリットが発現することになりまして、運営基盤の強化を図れることが確認できました。まず、定量的メリットでございますが、施設整備におきまして、一部施設の統廃合やダウンサイジング等施設の最適配置による事業費の低減や交付金の活用によりまして、将来の水道料金の値上げ幅の縮小や値上げ時期の延期等、値上げを抑制することも確認できました。もう一度すみませんが裏面をご覧ください。右上の「※2 将来負担額の低減」をご覧ください。定量的メリットとしましては、事業費の低減及び交付金の活用によりまして、お示しのとおり、40年間で、四條畷市で22億7500万円、太子町で6億700万円、千早赤阪村においては9億6900万円の低減が図られる結果となり、3団体の将来負担額の低減が図れることから、将来の水道料金の値上げの抑制が図れる結果ということになりました。もう一度すみません、表面にお戻りください。次に定性的メリットといたしましては、事業運営体制の検討結果としても出ておりましたが、大規模事業体である企業団の持つ技術力や組織力を活用することにより、非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等の、効果が見込めることが確認できました。そして、欄外にはございますが、企業団及び他の39団体への影響という部分につきましては、企業団としても、3団体との統合が実現すれば、企業団が取水から家庭までの水道事業全体を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力とな

る旨メリットがあることと、今回の統合においては、水道用水供給事業と水道事業の会計を区分することから、企業団ひいては企業団構成団体の水道事業の経営には影響しない、また、統合する水道事業同士の会計についても、統合時は区分し、将来、料金等への影響がないと認められる状況になれば順次、統合していくことから、統合する水道事業の経営にも影響しない旨確認できました。以上が、企業団と3団体との統合に向けての検討結果ということになります。

続きまして、「7. 統合を促進するための制度の創設」をご覧ください。こちらにつきまして、3団体との統合を検討するなかで、特にメリットとなる交付金や企業団の用地の活用につきまして、3団体だけでなく他の今後統合する団体に対しても活用し統合促進を図るため、制度として創設するものでございまして、大きく3点ございます。交付金の活用を図るもの「1」及び「2」と企業団用地の活用を図るもの「3」に当たるものでして制度化したいと考えております。まずは、統合に伴う国の交付金、この名称は「水道事業運営基盤強化推進事業」と言いますが、こちらの活用を図るといふものでございます。なお、この交付金は、前回の首長会議の際は、国庫補助金として報告いたしましたが、今年度より、国の制度変更に伴いまして、交付金として交付されることとなりました。だが、基本的に、交付される金額は、国庫補助金と同額が見込めることから、これまでに検討してきました経営シミュレーションや統合メリットに影響はないものと考えております。それでは、すみませんがもう一度裏面をご覧くださいませうでしょうか。「※3 統合を促進するための制度」をご覧ください。制度の説明をさせていただきます。基本的な考え方としましては、統合により発現した交付金はすべて統合する市町村に還元する、活用するというものでございまして、左図のように資本単価90円以上の統合する市町村に広域化事業として、広域化に資する事業費の1/3に交付金が出ます。こちらは④に当たります。そして、統合する団体のインセンティブとするために、運営基盤強化等事業としてそれと同額を上限として企業団など統合するすべての団体に対しても交付金が出ます。これが⑤に当たります。ついでに、統合する市町村のインセンティブとするために、⑥については、企業団より統合する市町村に優先的に活用します。これがその横の⑦に当たります。ただ、今回は3団体とも資本単価90円以上の団体であるためにすべて④で交付金が出ますので、今回は該当しない見込みでございまして、将来的に統合する団体に資本単価90円未満の団体があれば、その団体に対する交付金は④では出ませんので、統合する市町村に資本単価90円未満の市町村があれば、そちらに活用します。これが⑦に当たるものでございます。そして、統合により発現した交付金はすべて統合する市町村に還元するというので、残額といいますか企業団での活用額「⑧-⑦」になりますけれども、こちらについては企業団で活用しますが、それに見合う範囲で、手法は今後検討するなかで、統合する市町村、今回で言えば3団体ですけれども、3団体を支援しましょうというものです。表面にお戻りください。その考え方を反映させていただきましたのが、まず、「1. 交付金、運営基盤強化等事業の活用」でございまして、先程の⑦に該当するものでございます。次に「2. 統合する市町村に対する企業団の独自支

援策」につきましては、先程の「㊸-㊹」に該当するものでございます。

次に、「3. 企業団用地の活用」ということで、これは市町村の水道施設の設置に当たりまして、用水供給事業が所有する用地を活用する場合は、無償とする旨制度化したいと考えております。統合後は、企業団が用水供給事業と水道事業を経営していくこととなるため、用水供給事業が保有する用地を、用水供給事業に影響のない範囲で水道事業が無償で使用することは、妥当なものと考えられます。今回の統合におきましても、四條畷市の水道事業のポンプ場の新設時に、企業団の四條畷ポンプ場の用地を活用し、事業費の低減が図られており、制度化したいと考えております。

次に、「8. 企業団と統合する際の 42 市町村の共通の条件」について説明させていただきます。企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件につきまして、「資産」「技能職員」「外郭団体」「土地の利活用」につきましては、大阪市との統合協議のなかで確定済みの条件でありましたが、それ以外の「会計」それから「施設整備水準」等の統合条件につきましては、まずは、「早期に企業団との統合を希望している団体の施設整備計画案等を見たうえで統合条件の内容を検討すること」となりました。そのようななかで、今回 3 団体との統合に向けた検討結果を見たなかで、条件案を策定いたしました。申し訳ございませんが裏面をご覧ください。「※4 企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」の太枠の追加分をご覧ください。まずは、会計についてでございますが、用水供給事業会計と末端給水事業会計については、料金の算定根拠を明確にするため、「府域一水道の実現までは、用水供給事業会計と末端給水事業会計とは区分するという条件でいかせていただきたいと考えております。次に、末端給水事業会計同士についてでございますが、原則としては、会計は一つとして、企業団が経営する水道事業において供給される水道料金が、地域によって異なるのは好ましいことではありませんが、今回の統合検討結果を見ますと、3 団体におきましても経営状況が異なるため、会計統合すると料金に大きな影響が生じることから、統合時点では会計を区分して事業を運営し、料金等への大きな影響がないと認められる状況になれば、順次、会計を統合することが妥当と考えるなかで、「会計統合しても料金等への大きな影響がないと認められる場合は、会計を統合する」という条件としたいと考えております。

次に、施設整備水準についてでございますが、条件案としては、「将来にわたって事業を継続、持続できるようにアセットマネジメントに基づいた「施設整備計画」の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。」としたいと考えております。施設整備水準につきましては、今回の統合検討結果を見ますと、市町村間で施設整備状況等が異なるために、施設整備計画における将来の施設整備水準に具体的な数値基準を設けることが困難でございます。そのようななかで、数値基準を設定するのではなく、厚生労働省の手引きにおいても、中長期的な視点での効率的、効果的な水道施設の管理運営手法として位置付けられておりますアセットマネジメントに基づいた、将来に亘って事業を継続、持続できる施設整備計画を策定することにより、施設整備水準の確保も見込まれるなかで、その計画の個別の内容が妥当であれば、統合可とす

る、このような条件とさせていただきたいと考えております。

次に経営状況につきまして、条件案としましては、「次の内容が盛り込まれた経営計画の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。1点、収益的収支、運転資金、起債残高、一般会計繰入金などの状況が示されていること。1点、累積赤字が解消されていない場合は、一定期間内に累積赤字を解消できる方策が示されていること。1点、施設整備計画を達成することを前提とした内容のものであること。」としたいと考えております。経営状況についても、今回の統合検討結果を見ますと、市町村間で経営状況等が異なるために、経営計画における将来の経営状況に具体的な数値基準を設けることがなかなか困難でございまして、そのようななかで、数値基準を設定するのではなく、収益的収支や起債残高等の経営状況が示され、累積赤字の解消方法等を経営計画に盛り込むとともに、アセットマネジメントに基づいた施設整備計画の達成を前提とすることにより、一定程度のレベルを担保できるなかで、ただ、一定料金水準や起債充当率等その具体的内容を見るなど妥当かどうかの判断も必要であり、その内容を判断したうえで妥当であれば、統合可とする、このような条件とさせていただきたいと考えております。

最後に、下水道事業についてでございます。今回の3団体とも上水道事業と下水道事業を現在事業統合しており、統合後の下水道事業の取扱いを明確にするため共通の条件にさせていただきました。下水道事業は、その普及率が河川の水質保全に大きく関係するとともに雨水の内水排除を目的とした施設整備が必要である等、市町村行政との結びつきが極めて強く、一部事務組合である企業団が事業を引き継ぐことは困難であるなか、「企業団は、下水道事業を引き継がない。」旨条件としたいと考えます。なお、下水道使用料の徴収や窓口業務等、既に水道事業と一体で行っている業務につきましては、料金徴収システムの改修や滞納整理に関する公的課題等もありますが、お客さまサービスを維持するという観点から、その取扱いについては、今後検討・協議していきたいと考えております。

すみません、表面にお戻りください。次に「9. 企業団規約の改正」でございます。改正内容は大きく2点ございます。1点目は、規約事項であります「企業団の共同処理する事務」に3団体に係る水道事業の経営に関する事務を加えるもので、2点目は、3団体の統合に伴い議員定数を3人増やすというもので、規約事項でもあります「企業団の議会の議員の定数」を30人から33人に改正するものです。今回の首長会議で了承されれば、9月の3団体の議会及び12月のその他39団体の議会におきまして、この規約改正案を議案として各議会においてご審議いただくものであります。

最後に、「10. 今後のスケジュール」でございますが、今回の首長会議で統合素案等をご承認いただきましたら統合案としてとりまとめ、その後は、先にお話ししたように、9月の3団体の議会及び12月のその他39団体の議会におきまして、この規約改正案を議案として各議会においてご審議いただきまして、42すべての議会で規約改正案が可決された後に、統合に係る協定書の締結へと進めていきたいと考えております。28年度には企業団議会において、給水条例案、予算案等のご審議いただく

こととしておりました、29年4月の統合に向け進めていきたいと考えております。

以上、3団体との統合素案等の概要について説明させていただきました。それでは、統合素案等につきご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 事務局の説明が終わりました。我々大阪府の42市町村は今、大きな改革に向けて一歩進めようとしております。私どもはやはり日本が直面する人口減少社会のなかで、いかにそれぞれの基礎自治体が活性化させていくかということを考えなければならないというふうに思います。そして、市民のライフラインである水道事業について、より効率的に、そしてメリットが市民のそれぞれに行き届くように安全・安心な水を供給する必要があるとございます。そういったなかにおいて、広域化というのは、私は不可欠であって、時期は明記しませんがそれぞれの市町村の水道事業の状況によって順次統合化、そして広域化していくというふうに思っております。そういった観点から、この第一歩が進められますけれども、これに当たっては42市町村が心を合わせて事業を進めていく必要があるとございます。そういった意味で皆さん方のご理解を得て、本日のこの首長会議のなかで、活発なご議論をいただきながら、お互いの協議をしっかりと共通理解していく必要があると思っております。そういう意味で、是非とも皆さん方のご意見やご質問を積極的に行っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それではご質問・ご意見等ございましたらお願い致します。

豊能町長： 確認させていただきたいんですけれども※4のなかの追加分の経営状況、このなかで「累積赤字が解消されていない場合は、一定期間内に累積赤字を解消できる方策が示されていること。」これと「施設整備計画を達成することを前提とした内容のものであること。」ということは、事務局会議のものから追加されているように思われるんですけれどもこの辺は事務局会議のなかで議論されておられるのか、追加されたことについてちょっとお伺いしたいんですけれども。

事務局： こちらにつきましては、大阪市との統合の検討の際に、十分その内容についてアンケートも取りながら、いろいろと議論させていただきました。そのなかで先ほどもご説明させていただきました追加分の内容につきましては、一旦この3団体と言いますか、早期に統合を希望する団体での施設整備計画等の内容を見た上でということで3団体の統合検討した内容を見たなかでもう一度、いろいろとその各市町村の皆様アンケートを取りながら取りまとめさせていただいたというところがございます。そのなかで「累積赤字を解消しない場合は一定期間内に累積赤字を解消できる方策が示されていること。」それから、「施設整備計画を達成することを前提とした内容のものであること。」とこの分につきましてもやはり今回のシミュレーションに当たりましたが、認可を受ける際にも、累積赤字が解消されているというところも必要となつてまいりますし、3団体としてシミュレーションを組ましてもらっている内容を反映さ

せていただいたというところでございますが、ここの追加分については以前の検討のなかでも一定その内容についてある程度反映させていただいたところであるかと思えます。細かい文言については若干変わったところはあるかとは思いますが、以前から反映させていただいた部分であるかとは思いますが、以上でございます。

豊能町長： ただ、事前の資料とこれが新たに足されておられたのでその辺が本当に充分議論がなされたのかと。

事務局： 申し訳ございません。事前に配布させていただいていた資料といいますのは、今回の首長会議の説明ということでの配布資料ということでございましょうか。

すいません。こちらにつきましては当初、できるだけまとめた形で説明させていただこうというのがございまして、この経営状況の条件の内容については、もう少しまとめた形で書かせていただいております。ただ、事務局内部でもう一度検討させていただきまして、この条件は今後の統合する団体の条件ともなり、重要なものですので一言一句変えずに、まとめるのではなくて一言一句変えずにこちらに反映させていただこうということで、運営協議会で議論させていただいた内容そのまま反映させていただいたということで、若干事前説明資料と異なるのは申し訳ございません。ただ、こちらが今まで議論してきた文言そのままでございます。

大東市長： 要望なんですけどもね。今回に至るまで首長会議の出席の方、それに水道事業の担当者はよくご理解が進んでると思いますけれども、3自治体の皆様方、それに続くその他の自治体の皆様方が議会に諮る上でね、今日のこの資料につきましては3団体に対する様々なこのメリットや経緯が記載されているわけですけども、それ以外の自治体の議会のなかですとね、それが我々にどう影響するののかというのが必ず出てくると思うんです。ですからおそらく12月のタイミングまでにですね、他団体に対する影響、ここでいいますと6番の※の二つ目ですとね、経営に影響はないとこの2行でくられてるわけですけども、この辺をしっかりと説明ができるような準備資料をご用意をいただきたいというのが要望でございます。よろしく願いいたします。

議長： それではそういう資料を作るようにしといてください。

貝塚市長： 貝塚市ですが、私も今大東市長さんがおっしゃったように、後程、副市長か担当からいろんなことを聞かせてもらいたい、こう思います。それは、議会に計上した時にいろんな質問が出て我々が答弁をしていくなかでひょっとして否決をされる可能性が出てくる市町村があると思います。その時に答弁できるようなQ&Aを各市からまずは質問を集めていただいて、それについてのみんなが首長さんと同じレベルで答弁できるような基礎資料をお願いしたいと、こう思います。

もうひとつ、追加分、私も初めて見たのは、末端給水事業会計同士で、事業統合して



も料金などへの大きな影響がないと認められる場合というのは、誰が認めるの。もうひとつ次の将来にわたって、事業を継続することが妥当と認められたらとか、次も個別に判断、妥当と認められたらとかありますが、これを例えば本市の市議会に挙げた時に誰が認めるのかといった質問がでるやもしれませんのでこの辺も含めて一度整理をお願いしたい、このように思います。

議長： 私から答弁させていただきます。認める認めないは、やはりこの首長会議と、そしてそれぞれの構成員に成り立っている水道の企業団議会が認めるということが必要です。事務局が単にこれはいいだろうというふうな恣意的な認め方はしない。しっかりと首長会議で了解を取って、そして企業団議会でもそういう了解を取ってそういうことで会計統合なりが始まっていくと思いますので、それはしっかりと押さえていきたいというふうに思います。

東大阪市長： 3点質問なり要望なり意見ということで申し上げたいと思います。一つは国民健康保険事業が30年で都道府県化されます。市民から見てこのイメージがどうもまだ非常に見えてこない。正直私もなかなかこれで一定どうなるのか先が見えない。その30年度の絵は見えますけどもそこから先どうメリットあるんだろうかというような、まあ中身については場所が違ってきますけど、そういう一つの絵が見えない。この水道企業団の広域でやっていかなければならない、人口減少化とか企業長がおっしゃったようにまさに私はその通りだと思ひ、今回3自治体がここに加わるということで、それはいいと思うんですが、まさにその先全体としてどんなイメージなのかというのをある程度輪郭だけでも共有をする必要があるのかなという思いを持っている。そういった将来像というもの、決まったものでなくていいと思うので将来こんなことを目指していこう、当然これは時代の変化もあると思いますのでまあそういったものを、いわゆる大阪の広域水道の広域化というものの将来というのは、どんなイメージでやっていこうかというこれを共有する必要があるのではないかなという意見が一つ。

二つ目は、今ここでは結構ですので、人の問題で要は3つの自治体から入ってくる人が現行の体制のなかで何名人が入ってきて将来その状態である程度4番目5番目あるのかないのかは分かりませんが、今後人の採用等含めてですね、体制はどんなふうになるのか。当然4番目5番目入ってくる、これもまたなかなか出しにくいとは思いますが、表現が非常に抽象的で申し訳ないんですが、いいイメージとしてでも今後、人と体制がどうなってくるのかということについてはですね、また後日でも結構ですので具体の今の時点で数字を入れられる範囲で人の数、あるいは人件費の流れ、そういったものについてまた教えていただければと思います。

3つ目は、ここに書かれてました規約改正に入りますけれども、議会の定数が3人増えるということでもありますけれども、理由は分かります。理由は分かりますけれども、もうこれはもう今の社会状況を考えると、議会の定数が増えるということはもう問答無用で市民、世論としては受け入れられるものではないかなと、まあ理由は分か

りますから了としますけれども、ただ今後やはりこの部分については議会側とも話を  
していただいて、これはもう社会が受け入れられる数字、動向に持っていくようにで  
すね、そのことについては企業長にぜひともご配慮、まあ意見として申し上げますの  
で、ご検討いただければと思います。

議 長： それではこの今後の将来像みたいなものを、企業団としてしっかり持っていかなけ  
ればならないと思いますけど、これは副企業長、答弁をお願いします。

事 務 局： 副企業長の清水でございます。今、野田市長さんからご提案いただきました将来像  
でございますけども、これは大阪府全体の水道事業がどうなっていくかということに  
つきまして、基本的に大阪府、水道行政を担っております大阪府環境衛生課が作るも  
のと考えておりますが、我々企業団も我々なりに将来像を当然持つべきであると考え  
ておりますので、その辺りと協力しながら、協同しながら、しっかりとしたイメージ、  
府民にとって何が最良であるかということを考えながら、イメージあるいは将来像を  
検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長： まだまだ不確定なところがたくさんあります。ただこのままいきますと、大阪府内  
でも人口が減少してそれぞれの基礎自治体がどのようにして運営していくのかという  
ようなことがやはりいろんな意味で課題が出てくると思います。その時に広域水道と  
してどう対応していくのか、一番頼れるところはやっぱり私は大阪府域では水の問題  
については広域水道企業団だと思っております。そういう意味で企業団にはわたくし  
も企業長という立場で率先してやらせてもらいますけれど、将来像をしっかり持ちな  
がら 42 市町村の皆様方に府の将来像と共に現況の水道事業経営、末端給水経営に対  
してアドバイスができるようにしていかなければならないというふうに思いますので、  
これは私ども企業団としての大きな責務であると思いますのでしっかりとらまえて  
いきたいというふうに思います。その他いかがでしょうか。はい、高石市長さん。

高石市長： 実は僕はやはり今後ガバナンスというのは必要だと思うんですけども、もちろん  
今回は一市一町一村ご苦労されてまとめられたんで何とかこれは成功してほしいとい  
うふうに願っておる訳なんですけど、ただうちの市も、市議会の話ですが、23 人でした。  
僕も市会議員出身ですから。今 17 人です。そんだけこの議員定数というのは我々理事  
者もそうですけど職員定数も削減しながら議会も協力し合ってくれてるという現状が  
あるなかで、やはり野田さんのおっしゃるようなですね、どんどん増え続けるという  
のはいかがなものかというものには全く同感なんです。で、これはですね、冒頭申し  
上げましたとおり、なんとか成功してほしい、また議会のある程度コンセンサスもこ  
こまで来てるのかなと推察申し上げますので、現時点ではこれで行っていただくとい  
うことは思うんですけど、しかしぜひ先ほどの野田さんと同じ要望になるんですけど、竹  
山さんに一任するのは大変申し訳ないんですけども、我々行政サイドと申しますか立

場としてですね、やはり議会の方にも今後ダウンサイジングをしていただくように、まあ当然そうやってきたら従来の決め方をどうするのかという根本的なところもあるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいなと思います。というようなことでよろしくお願ひします。

議 長： 定数の問題につきましては従前から発足以来、議会からもいろいろな意見がございました。今、野田市長さんや阪口市長さんがおっしゃっていただきましたように時代がそういうことを求めているということを議会の皆様方にも説明させていただきました。そして議会の皆様方もしっかりと議論していこうやないかということで、一旦30で、そしてまた今回3団体が入ることで3を付加するという事で一定の合意を得てますけれど、今後定数の問題については皆様方からご指摘いただいたことも踏まえて、もちろんダウンサイジングの議論が大事でございますので、効率よく決められるような議会システムで諮っていくかということも、議会の皆様方と私をはじめ事務局を含めまして議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。とにかくやはり3団体入ります。入りますのでそのなかから、一番最初でございますのでそれぞれの団体の今までの実情を反映するような議会運営が当面求められてると思っております。3団体の皆様方にはやはり一度、入ったけど全然議会では何も発言できないというのはいかなるものかと、最初に当たっていかんものかというふうなことも私どもも情としてよくわかりますので、当面3プラスでいきたいと思っております。その他いかがですか。

枚 方 市： 枚方市でございます。今の議員定数の関係でございますが、これについては3団体の統合に係る議席案に賛同を示すものでございます。しかしながら、統合される市町村が、一議席をとることになりましたら、今後統合先が増えることによりまして、その統合市町村の意見が非常に反映しやすくなるかと思っております。ということは、本来の用水供給事業への影響が非常に懸念されるのではないかと考えられます。そういうことで、29年から3年間という暫定的な期間のなかで問題を整理していただきながら、抜本的な議員定数のあり方を検討させていただきたいと、このように考えております。意見として申し上げさせていただきます。

議 長： ありがとうございます。あの、企業団議会のなかでも定数の問題は継続して議論をしているとなっておりますので、あの3年間とは言っておりませんが、この議論はしっかりとやっていかなければならないと思っております。そういう意味で今のご提言の趣旨を踏まえてやっていきたいと思っております。いかがでしょうか。

<異議なし>

議 長： それでは、大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統

合に向けての検討、協議につきましては、事務局案のとおりとすることでご異議ないでしょうか。

<異議なし>

議 長： ご承認をいただきありがとうございます。ただ今、ご承認をいただきました大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討協議につきましては、事務局案をもってまとめさせていただきます。その他、いかがでしょうか。

以上をもちまして、平成 27 年度大阪広域水道企業団第 1 回首長会議での審議が、全て終了いたしました。

なお、この後 9 月には四條畷市・太子町・千早赤阪村での議会での規約改正案につきまして、そこで承認をいただければ、12 月に他の団体の議会でのご審議をいただくこととなります。その際には、事前に 10 月には案をしっかりと作成いたしまして、皆さん方にご提案・ご提示をさせていただきたいと思っております。是非とも皆さん方の議会でよろしくご尽力の程、お願いいたします。

皆さん方のご協力を得まして、無事統合案としてとりまとめさせていただくことが出来ました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。